

令和8年度用

第2版(R8.3.13訂正)

放課後等の居場所 ご利用の手引き



舟橋村健康福祉課

◇放課後等の居場所(以下、居場所)の概要◇

1. 「居場所」の所在地と定員

利用定員	所在地	電話番号
16名	舟橋会館2F 研修室3に集合 ※利用定員を超える日は別の部屋を使用します。 ※集合後、みんなのあそびば(会館:ロビー、ホール)で過ごすこともできます。 ※長期休業中の午前7:30~9:00は役場会議室を利用する予定です。	保護者連絡用の携帯番号(「居場所」直通)が決まり次第、速やかにお知らせします。 ※それまでは、076-464-1122(健康福祉課) ※舟橋会館への直接の問合せはご遠慮ください。

2. 対象児童

舟橋小学校に通学する4年生以上で、以下のいずれかに該当する児童

- ① 放課後の保育が必要であるにもかかわらず、放課後児童クラブに入所できなかった児童(急遽学童が必要となったため入所申込に間に合わなかった場合等を含む)
- ② 放課後児童クラブの入所決定を受けたが、「居場所」の利用を希望する児童
※ 学童と「居場所」の併用はできませんが、②に該当する方のみ、お試し期間として、登録後1か月間のみ、学童に在籍したまま利用いただけます。(2か月目以降は、どちらか一方を選択してください。)

3. 開所日・時間等

(1)開所日

令和8年4月1日(水)から

(2)開所時間

- ① 月曜日から金曜日(下記②の場合を除く)・・・児童の下校時から午後6時まで
- ② 次のア～エに該当する日・・・午前7時30分から午後6時まで
ア 春季休業日 イ 夏季休業日
ウ 冬季休業日 エ 学校行事等に伴う振替休業日

(注)開所時間の延長はできません。どうしても午後6時までのお迎えができない場合に限り、事前に「居場所」に連絡のうえ、午後6時15分頃までのお迎えをお願いします。

(3)休所日

- ① 土曜日、日曜日及び国民の祝日

- ② お盆
- ③ 年末年始(12月29日から1月3日まで)
- ④ 重大な災害や感染症が発生したとき、その他村が開所できないと判断したとき。
- ⑤ 利用申込がない日

(4)お子さんの見守りを行う人(以下、世話人)
専任スタッフ、シルバー人材センターなど

4. 利用方法

通常の利用方法は以下の3種類です。

- ① 通年利用…1年を通じて利用される場合
- ② 長休利用…長期休業日(春休み、夏休み、冬休み)及び振替休業日のみ利用される場合
- ③ 一時利用…一時的に利用される場合(毎月14日以内の利用)

⇒毎月20日(20日が休所日の場合は直前の開所日)までに、翌月分の「利用予定日届」を、居場所のスタッフまたは健康福祉課「学童担当」に提出ください。

5. 利用料金等

種類	金額等
利用料金	無料
諸費用 (おやつ・教材費等)	おやつ提供はありません。(長期休業、振替休業日に限り、持参または駄菓子屋さくらんぼでの購入が可能です。) 工作、レクリエーション等を実施する場合は、実費を徴収します。
弁当代	昼食の提供を希望される方には、弁当の注文をとります。 250円/食を徴収します。(600円相当の弁当代に対し、250円を超える部分は村負担) ※注文日3日前のキャンセルは、キャンセル料がかかります。 ※アレルギーについては6ページ参照
スポーツ安全保険	年額800円 ※通年利用、長休利用、一時利用ともに加入が必須条件です。
入退室カード作成	無料(村負担)

※ 諸費用については、月の最初の利用日に、前月分の集金袋をお子さんにお渡ししますので、所定の期日までに、現金で世話人にお支払いください。(お手数ですが、お釣りのないようお願いします。)

※ スポーツ安全保険の保険料800円(年額)についても、集金に含めますので、その他の費用とまとめてお支払いください。

6. 利用登録の取消し

利用登録後、在籍中においても次のいずれかに該当した場合、登録が取消しになります。

- (1) 無断欠席が続いた場合
- (2) 利用登録申請書に虚偽の記入があった場合
- (3) 児童の暴力行為、施設・設備・備品などの破壊行為により運営に支障をきたした場合
- (4) 午前7時30分以前に来所し、児童だけで開所を待たせる行為をした場合
- (5) 迎えの時間が午後6時15分を過ぎることが常態化した場合
- (6) その他、「居場所」の運営管理上、必要な指示、諸規定に従わない場合

7. その他の注意事項

(1) 申請内容に変更が生じた場合は、「居場所」または役場健康福祉課に設置してある利用変更届書を提出してください。

なお、利用変更届書で変更できる内容は以下のとおりです。

- ① 住所、連絡先が変更になった場合
- ② 勤務先等を退職・休職した場合(※)

※ご家庭での保育が十分に可能であると判断した場合、「居場所」の登録を停止させていただきます。

- ③ 利用の方法(通年利用・長休利用・一時利用)を変更する場合
- ④ その他(休所等)

- ・2ヶ月以上利用の予定がない場合(通年利用の場合に限る)
- ・傷病等により、「居場所」で生活不可能な状態が長期に及ぶ場合 など

(2) 「居場所」でケガをした場合は、応急処置(消毒、傷パットの貼付程度)を行い、発熱など異常が認められる場合は、その状態により安静とし、保護者への連絡を行います。

万が一不測の事故が発生し、その責を問われる場合は、児童全員が加入するスポーツ安全保険内の補償になります。

(3) 現時点では、専門的な知識を有する職員を配置できないことから、特別に配慮が必要な場合や集団生活が困難な場合は、原則として利用登録をお断りさせていただきます。

ご心配な点があれば事前にご相談ください。

(4) スポーツ安全保険の加入に日数を要する場合がありますので、利用登録の申請は期日厳守でお願いいたします。

(5) 以下の理由で退所を希望される場合は、「居場所」または役場健康福祉課に設置してある利用辞退届書を提出してください。

- ・児童が利用する必要がなくなった場合
- ・転出の場合
- ・その他

8. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、以下の個人情報を、「居場所」の運営上、必要な範囲で利用します。また、保護者の同意なく外部への情報提供はいたしません。

■村が保有する保護者及び同一世帯に属する家族の個人情報(氏名、住所、電話番号)

(2) その他、アンケート調査等で取得した内容、個人情報は上記の目的以外の利用及び第三者への開示、提供はいたしません。個人情報の取り扱いには十分注意し、個人情報の保護に関する法律、その他の関連法令を遵守し、厳重に管理いたします。

(3) 児童の利用状況などの情報については、必要な範囲で、村内の放課後児童クラブに提供することがあります。

◇舟橋村「放課後等の居場所」利用諸規定◇

1. 入室・退室について

原則として、保護者又は18歳以上のご家族の送迎によりお願いします。

長期休業中の午前10時から午後3時に限り、保護者による事前の申し出があれば、児童のみの入室・退室を認めます。(ただし大雪、熊の出没、その他村が危険であると認めた場合は、保護者等の送迎を必須とします。)

(1) 平日

〈児童の下校時から〉放課後、児童自身で教室から「居場所」へ入室します。

〈午後6時まで〉保護者等のお迎えにより退室します。

(2) 学校休業日(振替休業日、春・夏・冬休み)

〈午前7時30分から午前9時〉自宅から保護者等に送ってもらい、「役場」へ来ます。

⇒午前9時に、世話人と一緒に「居場所」へ移動します。

〈午前10時から〉保護者による事前の申し出があれば、児童自身で自宅から「居場所」へ来て入室できます。

〈午後3時まで〉保護者による事前の申し出があれば、児童自身で退出して帰宅できます。

〈午後6時まで〉保護者等のお迎えにより退室します。

入室・退室の際は、事前にお渡しする入退室カードを、「居場所」(舟橋会館 研修室3)入口に設置する読み取り機械にタッチします。

⇒入室・退出したことが保護者にメールで伝わります。

2. 出欠の連絡について

以下の場合には必ず保護者が世話人に連絡してください。

・体調が悪い場合

・「居場所」を休む場合

・当日お迎えの時間が午後6時を過ぎてしまう場合(連絡なく午後6時を過ぎる、または、午後6時を大幅に過ぎることが常態化した場合、登録が取消しとなる場合があります。)

3. 用意するもの

・水筒 ※舟橋会館浴場の飲料水は利用しないでください。

・ハンカチ、ポケットティッシュ、薬など ※服薬・投薬の管理は行いません。

・入退出カード ※登録された方に郵送します。なくしたり、他の子と取り違えないよう管理してください。

・昼食 ※持参できない場合は、「居場所」で弁当を注文してください。

- ・歯ブラシ、コップ
- ・おやつ(必要な児童のみ)

4. 昼食

- ・給食のない日は必ず、弁当を持参するか、「居場所」で弁当(250円/食)を注文してください。
- ・弁当を持参される方は、冷蔵庫がありませんので、保冷材の用意などをお願いいたします。
- ・カップラーメン等のお湯を入れて調理するものは禁止です。(※電子レンジ使用不可)
- ・弁当代(250円/食 ※600円相当の弁当代に対して、村の補助額を差し引いて請求)については、月の最初の利用日に、前月分の集金袋をお子さんにお渡ししますので、居場所のスタッフに現金でお支払いください。(2ページ参照)

【アレルギーをお持ちの方 ご注意ください！】

弁当を注文される場合、除去食等には対応しておりません。

毎月15日までに、翌月1か月分の弁当メニューとアレルギー物質表をお知らせしますので、その日弁当を注文できるかどうか、必ず確認ください。

なお、注文する弁当は、「卵、乳成分、小麦」を含む製品と共通の設備で製造されています。アレルギー対応に対する特別な配慮が必要な場合は、弁当の持参をお願いいたします。

5. おやつ

- ・おやつの提供はありません。
 - ・長期休業日、振替休業日に限り、持参または駄菓子屋さくらんぼでの購入は可能です。
- (注)アレルギー対応に対する特別な配慮が必要な場合は、持参をお願いいたします。

6. 持ち物について

- ・高価なもの、多額の金銭は、トラブルの原因となるので持たせないでください。
- ・長期休業日、振替休業日のゲーム、トレーディングカード、おもちゃの持ち込みを禁じることとはしませんが、他の子の学習の妨げとならないよう、使用場所・時間等のルールを設けますので、従ってください。
- ・荷物は個別のかごに入れて保管します。

7. 利用中の注意事項

「居場所」利用中の買い物、習い事など個人的事由での外出は、事前の申し出が必要です。(利用予定日届の特記事項に記入ください)

ただし、スポーツ安全保険の対象外となりますので、安全には十分ご注意ください。

8. 安全に関して

安全のために施設の危険個所等については、世話人及び舟橋会館職員の指示に従ってください。

9. その他安全に関して

◇気象警報等発令時の対応

気象警報等の発令による「居場所」の対応は以下の通りです。

【暴風、大雨、大雪、洪水、暴風雨等の警報発令の場合】

① 学校が登校日の場合

警報発令により臨時休校となった場合、「居場所」も休所となります。

② 学校が閉校日の場合（土日・長期休暇 等）

前日午後5時までに「居場所」を休所とするか判断し、ご連絡します。

※状況によっては、世話人等からの連絡によってお迎えに来ていただくこともありますのでご了承ください。

◇出席停止・学年閉鎖・学級閉鎖時の対応

- ・出席停止：学校感染症出席停止期間を指し、学校と同様の取り扱いとします。
- ・学校閉鎖：「居場所」も閉鎖です。
- ・学年閉鎖：対象の学年の児童は自宅待機してください。
- ・学級閉鎖：対象学級の児童は自宅待機してください。

◇感染症などについて

学校出席停止となる感染症にかかった場合は「居場所」を利用できません。学校感染症の出席停止期間に準じます。

◇事故発生時の対応

事故発生時は、スタッフの指示に従ってください。万が一不測の事故が発生し、その責を問われる場合は、児童全員が加入する以下のスポーツ安全保険の範囲内で補償します。

【スポーツ安全保険】

- ・傷害保険金・・・入院 4,000円(日額)、通院 1,500円(日額)
- ・賠償責任保険金・・・対人・対物賠償合算1事故5億円、ただし対人賠償は、1人1億円

「放課後等の居場所」に関するQ&A

Q: 利用申請のための提出書類は何ですか？

A: ①登録申請書、②4月利用予定日届を提出してください。就労証明書は不要です。

Q: 提出先はどこですか？

A: 役場健康福祉課まで提出してください。舟橋会館等に提出しないでください。

なお、「5月」以降の利用予定日届は、専用封筒に入れて、毎月末までにお子さんに預けていただくか、お迎えの時にお渡しください。居場所にいるスタッフが回収します。

Q: いつまでに提出すればいいですか？

A: 利用開始日の2週間前までに提出してください。

今年4月から利用される場合は、3月18日(水)までをお願いします。(※遅れる場合は、必ず健康福祉課(464-1122)までご連絡ください。)

Q: 長期休業日だけの利用は可能ですか？

A: 可能です。(2ページ参照)

Q: 書類を提出するだけで「居場所」を利用できますか？

A: その他の書類は必要ありません。要件(1ページ「対象児童」参照)を満たせば、どなたでも利用できます。

Q: 今回、書類を提出すれば6年生まで「居場所」を利用できますか？

A: 申請は毎年度必要です。令和8年度利用された方も自動更新ではありません。

Q: 突然利用が必要になった時、何日前までに申し込めば利用可能ですか？

A: できるだけ早く「役場健康福祉課」までご連絡ください。

利用登録やスポーツ安全保険への加入が終わらないと利用を開始できません。

その他、お困りの際はご相談ください。

Q: 食物アレルギーをもつ児童でも利用できますか？

A: アナフィラキシー等の重篤な状態に陥る場合は、エピペンの注射等はできません。

弁当を持参する、他の子どもと弁当・おやつを交換しないことを徹底させてください。

また、利用登録申請書で、アレルギーの有無をお知らせください。

アレルギーに関する留意事項については、6ページを参照ください。

Q: 申請書はどこでもらえますか？

A: 舟橋村のホームページからダウンロードいただくか、役場健康福祉課窓口からお渡しで

きます。

また、村内各放課後児童クラブに一定期間、備え付けています。

Q: 「居場所」と学童、みんなのあそびばを使い分ける際の注意点はありますか？

A: 「居場所」と学童を「使い分ける」という状況は想定しておりません。(お子さん、スタッフ双方に混乱が生じるため、ご遠慮ください。)

お試し期間(1ページ参照)に限り、学童に在籍したまま、「居場所」を利用できるという認識に留めていただきますようお願いいたします。

「居場所」の利用予定日に、みんなのあそびばへ行くこともできますが、必ず舟橋会館に来た時・帰る時に入退室カードのタッチをお願いします。また、「居場所」の世話人に一言かけたうえで、あそびばへ行ってもらいます。

Q: 「居場所」に行った後に、もしくは、行く前に、習い事に行ってもよいですか？

A: 事前にお知らせいただければ可能です。

ただし、「居場所」と習い事との移動は、「居場所」で加入するスポーツ安全保険の対象になりませんので、安全に十分留意ください。

Q: 夏休み等だけ、年に数回の利用でもスポーツ安全保険は加入するのですか？

A: 1回でも利用する限り、加入が必要です。加入されていない場合は利用許可できません。

Q: どうしても午後6時以降も使いたいときはどうすればよいのですか？

A: 午後6時以降は実施しておりません。午後6時を過ぎる場合は、世話人にご連絡いただき、午後6時15分頃までのお迎えをお願いします。突発的な事情により、どうしても迎えに來れない場合は対応を考えますので、早めに世話人にご連絡ください。

Q: 宿題はどこまで見てくれるのですか？

A: 宿題に取り組むように促し、ご家庭で確認いただく宿題以外は、終わったかどうかの口答確認を実施するようにします。ただし、児童が自主的に過ごす場であるため、ご家庭でも必ず確認してください。

Q: 見学は可能ですか？

A: 4月以降、見学はいつでも可能です。利用児童がいないため開所していない日もありますので、事前に役場健康福祉課までご連絡ください。

その他、ご心配な点があれば、役場 健康福祉課 福祉係(TEL:076-464-1122)までお問合せください。

舟橋会館への直接の問合せはご遠慮ください。

—以上—